



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年1月12日金曜日 第2940号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（原子力安全対策課）.....17

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）.....17

義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）.....18

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（3件）.....（都市計画課）.....18

道路の区域変更（県道丹原小松線）.....（東予地方局管理課）.....18

道路の区域変更（県道中山伊予線）.....（中予地方局管理課）.....19

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）.....19

土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）.....19

医師の指定.....（福祉総合支援センター）.....20

指定医師の所在地の変更.....（ " ）.....20

公営企業公告

感染性廃棄物処分業務の委託.....（公営企業管理局総務課）.....20

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第36号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年1月12日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
通信機能付き電子線量計システム改修業務 一式	愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年12月1日	株式会社日立製作所四国支社 香川県高松市中央町5番31号	89,775,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第37号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成30年1月12日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
フォレオにいほま	新居浜市前田町乙12-19-1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 村上 健治	大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 大野 直竹	平成23年 4月1日	平成29年 12月25日
			大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 大野 直竹	大和ハウス工業株式会社 代表取締役社長 芳井 敬一	平成29年 11月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第38号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

(南予地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町神崎349-2 和 田 稔 治	西宇和郡伊方町大久1092 佐々木 和 夫	西宇和郡伊方町川之浜1824 田 村 良 雄	四 ツ 浜	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年 1月12日から26日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部八幡浜支局 水 産 課
-------------	--------------------------

○愛媛県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

の縦覧に供する。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第41号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、新居浜都市計画特定用途制限地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆

○愛媛県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	丹原小松線	西条市吉田1416番2地先から 同市吉田301番9地先まで	旧	メートル 9.9~24.5	キロメートル 0.040	一部廃止
			新	0	0	

○愛媛県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山伊予線	伊予市中山町佐礼谷甲94番8地先	旧	メートル 7.2~9.0	キロメートル 0.024	
			新	9.2~11.5	0.024	

○愛媛県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山伊予線	伊予市中山町佐礼谷甲94番8地先	平成30年 1月12日

○愛媛県告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、瀬戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 1月12日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	二 宮 英 喜	西宇和郡伊方町三机乙1182番地
"	大 谷 一 正	西宇和郡伊方町三机乙364番地 1
"	山 本 敏 彦	西宇和郡伊方町三机乙4221番地 4
"	増 田 和 慶	西宇和郡伊方町足成458番地
"	鳥 津 政 良	西宇和郡伊方町塩成933番地
"	藤 淵 昭 一	西宇和郡伊方町大江56番地
"	大 山 政 雄	西宇和郡伊方町志津601番地
"	坂 本 竹 市	西宇和郡伊方町小島甲295番地
"	阿 部 吉 清	西宇和郡伊方町川之浜1815番地
"	山 下 大 吉	西宇和郡伊方町田部2064番地
"	三 好 甚 八 郎	西宇和郡伊方町神崎552番地
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
監 事	松 澤 周 作	西宇和郡伊方町三机乙1125番地
"	佐 々 木 利 幸	西宇和郡伊方町川之浜1069番地

"	三 好 賢 治	西宇和郡伊方町大久1482番地
---	---------	-----------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	二 宮 英 喜	西宇和郡伊方町三机乙1182番地
"	大 谷 一 正	西宇和郡伊方町三机乙364番地 1
"	山 本 敏 彦	西宇和郡伊方町三机乙4221番地 4
"	増 田 和 慶	西宇和郡伊方町足成458番地
"	鳥 津 政 良	西宇和郡伊方町塩成933番地
"	井 上 善 一	西宇和郡伊方町大江51番地 1
"	大 山 政 雄	西宇和郡伊方町志津601番地
"	坂 本 竹 市	西宇和郡伊方町小島甲295番地
"	阿 部 吉 清	西宇和郡伊方町川之浜1815番地
"	山 下 大 吉	西宇和郡伊方町田部2064番地
"	大 内 幸 重	西宇和郡伊方町神崎541番地
"	阿 部 道 忠	西宇和郡伊方町大久1282番地
監 事	松 澤 周 作	西宇和郡伊方町三机乙1125番地
"	佐 々 木 利 幸	西宇和郡伊方町川之浜1069番地
"	山 本 吉 昭	西宇和郡伊方町大久1321番地

○愛媛県告示第46号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚・平衡・音声、言語・そしやく機能障害	耳鼻いんこう科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	佐藤 恵里子	東温市志津川	平成30年 1月 1日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	久米 達彦	東温市志津川	平成30年 1月 1日

○愛媛県告示第47号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成30年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
越智 直登	医療法人弘友会加戸病院	大洲市若宮548	医療法人おち内科クリニック	大洲市若宮985 - 1	平成29年 9月 1日

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 1月12日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

1 入札に付する事項

(1) 件名

感染性廃棄物処分業務の委託

(2) 委託業務名及び予定数量

感染性廃棄物処分業務：約4,900,000リットル

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間

平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明し

た者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係

〒790 0024

愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947 1111 内線 5528

(2) 入札書の受領期限

平成30年 2月27日（火）午後 1時30分

(3) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

平成30年 1月12日（金）から 2月 5日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。）

イ 交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成30年 2月27日（火）午後 1時30分

愛媛県立中央病院 管理棟 4階会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成30年2月5日(月)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 ,900 ,000 liters
- (2) Time limit of tender: 1:30 p .m . , 27 February 2018
- (3) For further information , please contact: Accounting Section , General and Medical Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 5528